

KHK/JOGMEC S 0850-8(2012)保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）の
事前確認結果について（案）

平成 24 年 1 月 28 日
経済産業省
商務流通保安グループ
高圧ガス保安室

平成 24 年 1 月 19 日付けで高圧ガス保安協会から当省へ提出された、KHK/JOGMEC S 0850-8(2012)保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）の検査規格に対し、「本ワーキンググループの審議内容について（案）」2.（1）に基づき、事前確認を行った結果は以下のとおり。

1. 検査規格の策定主体について

当該検査規格は、高圧ガス保安法（以下「法」という。）に基づき設立された民間法人「高圧ガス保安協会」が策定している。

高圧ガス保安協会は同法により「高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導、高圧ガスの保安に関する検査等の業務を行うことを目的とする。」（法第 59 条の 2）とされており、具体的には、定款等に基づき、①高圧ガス保安に関する調査研究、②法定された保安に関する講習、③高圧ガス容器等に対する検査等の公益に資する業務を行っている。また、同協会の会員として、主要な高圧ガス製造事業者、販売事業者、指定保安検査機関及びこれらの全国団体が網羅的に含まれている。

したがって、規格策定機関は公的な性格を持つ民間機関であり、確認項目「①学協会等公的な性格を持つ民間機関（社団法人等）が検査規格を策定している。」に該当する。

2. 検査規格の入手のしやすさについて

規格策定後、高圧ガス保安協会 HP に規格本文を掲載するとともに、実費で頒布することを予定している。

これにより、確認項目「②検査規格が一般に入手可能である。」に該当する。

3. 検査規格を策定した委員会メンバー

高圧ガス保安協会に設置された技術委員会メンバー 16 人のうち、10 人が中立的な学識経験者であり、6 人が技術者、消費者代表、業界の技術部門の代表者等である。

また、技術委員会の承認を得て設置される高圧ガス規格委員会も学識経験者、ガス製造事業者、ガス販売業者、エンジニアリング事業者、検査機関、行政機関で構成されている。

さらに、高圧ガス規格委員会の承認を得て設置された岩盤備蓄基地に係る保安検査基準

等検討分科会（以下「分科会」という。）についても、学識経験者、ガス製造事業者、設備製造者、エンジニアリング事業者及び行政機関で構成されている。

これらにより、確認項目「③高圧ガス保安の分野における中立的な学識経験者及び検査規格の対象となる関係業界団体の技術部門の代表者がそれぞれ一定の割合以上含まれた委員会で検査規格が審議・検討されている。」に該当する。

4. 検査規格を策定した委員会の議事及び議事録の公表について

当該規格を審議した、分科会の9回の議事録及び3回の規格委員会の議事録は作成され、公開されている。

これにより、確認項目「④検査規格を策定した委員会の議事及び議事録が公開されている。」に該当する。

5. 提案された検査規格と、高圧ガス保安法省令との関係について

提案された検査規格については、それぞれ高圧ガス保安法省令（コンビ則）との関係も明確に示されている。

これにより、確認項目「⑤提案された検査規格と、高圧ガス保安法省令及び既存検査規格との関係が明確に示されている。」に該当する。

6. パブリックコメントの実施について

高圧ガス規格委員会関係については平成24年4月23日から平成24年5月23日までの間、パブリックコメントを実施し、それぞれの対応結果を高圧ガス保安協会のHPに公開されている。

これにより、確認事項「⑥検査規格策定の審議の過程において、パブリックコメントが実施されており、パブリックコメントにより寄せられた意見及びその意見に対する対応が公表されている。」に該当する。

7. 結論

これらにより、平成24年11月19日付けで高圧ガス保安協会から当省に提出された検査規格は、確認事項①から⑥までの各項目に該当しており、問題ない。

（以上）